(ii)　技能実習の指導員が当該技能実習の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許（職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許をいう。以下同じ。）を有する者、一級の技能検定（同法第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。）に合格した者その他これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(iii)　中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）が自ら行うもの又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第三項に規定する登録教習機関、建設業法施行規則第十八条の三の四第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人若しくはイに該当する中小建設事業主団体等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主団体等であって(i)及び(ii)に該当する技能実習を行うもの（以下「登録教習機関等」という。）に委託して行うものであること。

(2)　次のいずれにも該当するものであること。

(i)　技能実習の内容が建設業法第二十七条第一項に規定する技術検定に関連するものであること。

(ii)　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練であって、同法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者に委託して行うものであること。

ロ　その雇用する建設労働者に対し、技能実習を受けさせる中小建設事業主であって、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該技能実習を受けさせる期間について支払うものであること。

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下この(1)及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）